

## 新型インフルエンザ予防接種業務委託契約書

厚生労働大臣（以下「甲」という。）と医療機関（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

### （信義則）

第一条 甲及び乙は、関係法令を遵守し、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （目的）

第二条 新型インフルエンザ（A/H1N1）について、甲が実施する、新型インフルエンザ（A/H1N1）のワクチン（以下単に「ワクチン」という。）の接種等に係る事業（以下「新型インフルエンザ予防接種事業」という。）が円滑に行われるように、乙は医学的見地から協力するとともに、ワクチンの接種等の必要な業務を行い、我が国における新型インフルエンザ（A/H1N1）による健康被害を最小限度のものとするを目的とする。

### （委託業務）

第三条 甲は、新型インフルエンザ予防接種事業におけるワクチンの接種に係る業務の実施を乙に委託するものとし、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、前項において受託した接種を行うに当たっては、甲が定める「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」及び「受託医療機関における新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種実施要領」の規定を遵守するものとし、甲の指導の下に当該業務を行うものとする。

3 乙は、本契約の締結における医療機関の名称及び開設者名又は管理者名につき変更があった場合には、速やかに甲に通知するものとする。

### （委託業務の範囲）

第四条 前条の規定に基づいて、乙が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 予防接種の説明
- 二 予診
- 三 ワクチンの接種
- 四 接種後の保健指導
- 五 接種したワクチンのメーカー名、ロットナンバー及び接種年月日等の記録
- 六 予防接種済証の交付
- 七 ワクチンの管理
- 八 医療機関の所在地を管轄する市町村に対する被接種者の数及び年齢等の報告
- 九 甲に対する重篤な副反応の発生に係る情報の報告
- 十 その他ワクチンの接種のために必要な業務

### （実費徴収）

第五条 乙は、ワクチン接種を受けた者等から、市町村が定めた接種費用を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、乙に従事する医療従事者に対するワクチン接種及び乙の医療機関以外の場所でワクチン接種を行った場合並びに市町村等において実費負担の軽減事業が実施され、市町村等から別に医療機関にその費用が支払われる場合には、この限りでない。

### （賠償責任）

第六条 甲は、接種に関して被接種者の生命又は身体に損害が生じたときは、その損害が接種を担当した乙又は乙の従業員（医師又は看護師等を含む。以下同じ。）の故意又は過失による場合にも、国家賠償法の範囲内で、賠償責任を負うものとする。

2 甲が接種に関して、被接種者に対し国家賠償法の範囲内で賠償責任を負うこととなった場合において、乙又は乙の従業員に故意又は重大な過失があったときは、甲は、乙に対し求償することができる。

(被接種者の個人情報等の取扱い)

第七条 甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た被接種者に関する情報を第三者に開示し又は漏らしてはならない。この契約が期間満了により終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第八条 乙は、委託業務（予防接種済証の交付等を除く。）を自ら行うものとし、その実施を再委託することはできない。ただし、甲と事前に協議しその了解を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、業務の実施を再委託する場合は、当該再委託先について、本書の規定を準用するものとする。

(解除等)

第九条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- 一 この契約に違反したと認められるとき
- 二 委託業務の実施が不相当と認められるとき
- 三 この契約を履行することができないと認められるとき

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、残余ワクチンの購入費用、得べかりし利益その他一切の補償を甲に請求することができない。

(協議)

第十条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲丙協議の上解決する。

(委託期間)

第十一条 この契約による委託期間は、平成22年10月1日から甲が新型インフルエンザ予防接種事業を終了する旨通知するまでの期間とする。

ただし、乙が第四条第九号に掲げる事項について報告を行う場合は、この限りではない。

この契約の締結を証するため、本書1通作成し、甲丙記名押印の上、甲が保管する。

平成22年9月29日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働大臣 細川律夫

乙 別紙に掲げる医療機関

丙 乙の代理として、  
鹿児島県鹿児島市中央8番地1  
社団法人鹿児島県医師会  
会長 池田琢哉

